

県内高等教育機関リカレント教育プログラム 個票

講座名	看護師の特定行為研修			分野	看護
実施機関	放送大学山口学習センター				
講座内容	看護師が手順書により特定行為を行うために特に必要とされる実践的な理解力・思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修です。共通科目「講義」・「演習」部分のみ開講、「実習」部分は開講していません。指定研修機関・その他協力施設で受講する必要があります。				
実施期間・回数等	4月と10月開始、年2回受講可能、4月から7月、10月から1月（平均15回の授業の受講と通信指導（レポート・課題）等の提出が必須）				
会 場	インターネット配信 本学の特定行為研修は全てオンライン科目です。受講のための推奨環境（パソコンのOS、ブラウザなど）については、本学ウェブサイトに掲載している「オンライン授業を受講するにあたってのパソコン推奨環境について」をご確認ください				
修了要件	科目ごとに決められた期間に課題（選択式問題、レポート、ディスカッション等）で成績評価を行う。			履修証明	—
費 用	1単位：12,000円または24,000円×7単位 ＋入学科（学生種毎：修士科目生14,000円、修士選科生18,000円、修士全科生48,000円）			定 員	無
募集期間	4月と10月受講開始、年2回募集（修士全科生のみ入学時期が年1回）	履修資格	出願時、満18歳以上である方で日本国内居住であること。看護師免許を持つ人		
選 考	修士全科生のみ試験があります。				
備 考	本学の授業科目は、事業体毎に、必要な研修や教育に、1科目（テキスト代を含む）から受講できます。◎本学で開講する特定行為研修科目の単位を全て修得することにより、「共通科目」のうち「講義」・「演習」部分のみを修了することができます。◎本学は指定研修機関の申請予定はありません。また、本学では、「共通科目」のうち「実習」部分については開講しておりません。「共通科目」のうち「実習」部分についての詳細は指定研修機関にお問い合わせください。なお、本学で開講する特定行為研修科目は受講予定の指定研修機関の認定が必要であること及び新基準で履修する場合は、指定研修機関が新基準での研修に変更又は変更予定の確認が必要であるため、必ず事前に指定研修機関に確認してください。参考：山口県における指定研修機関は、総合病院 山口赤十字病院、医療法人茜会 よしみず病院附属看護学院、社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 山口県済生会山口総合病院 公立大学法人 山口県立大学、独立行政法人国立病院機構関門医療センター、国立大学法人 山口大学医学部附属病院、社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山口県済生会 山口総合病院、公立大学法人山口県立大学、独立行政法人 国立病院機構関門医療センター、社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 山口県済生会豊浦病院です。（令和5年8月現在厚生労働省資料） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087753.html				
申込・問い合わせ先	所 属：山口学習センター 所在地：〒753-0841 山口市吉田1677-1（山口大学吉田キャンパス内） TEL：083-928-2501 FAX：083-928-2503 E-MAIL：yamasc35@ouj.ac.jp URL：https://www.sc.ouj.ac.jp/center/yamaguchi/				